

福祉避難所運営マニュアル作成指針

平成31年3月
(令和3年3月改定)
徳島県保健福祉部

目次

	ページ
第1章 災害時における要配慮者支援の概要	1
第2章 福祉避難所等とは	4
1 避難所と福祉避難所の違い	4
(1) 避難所とは	
(2) 福祉避難所とは	
2 福祉避難所の指定	5
(1) 福祉避難所の受入れ対象者	
(2) 福祉避難所の対象となる者の把握	
(3) 福祉避難所として利用可能な施設の把握	
3 緊急入所施設について	10
4 事前の周知・広報	11
第3章 災害時における福祉避難所等の開設・運営	13
1 福祉避難所等の開設から閉鎖まで	13
(1) 福祉避難所の状況確認	14
(2) 避難所でのスクリーニング	17
(3) 福祉避難所の開設	
(ア) 開設要請と受入要請	19
(イ) 人員配置（人的支援要請）	22
(ウ) 要配慮者の移送	24
(エ) 開設期間	25
(4) 福祉避難所運営体制の整備	
(ア) 福祉避難所担当職員の配置等	26
(イ) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	28
(5) 福祉避難所の運営	30
(ア) 総務情報担当の業務	31
(イ) 施設管理担当の業務	33
(ウ) 食料・物資担当の業務	35
(エ) 保健・衛生担当の業務	47
(6) 福祉避難所における要配慮者の支援	49
(ア) 福祉サービスの提供	49
(イ) 緊急時対応	49

(ウ) 日報の提出	50
(7) 福祉避難所の閉鎖	51
2 緊急入所としての運営	52

資料編

- (1) 福祉避難所の対象となる者の把握について
- (2) 要配慮者の避難行動の特徴と配慮を要する事項
- (3) 関係法令等

参考様式

参考文献

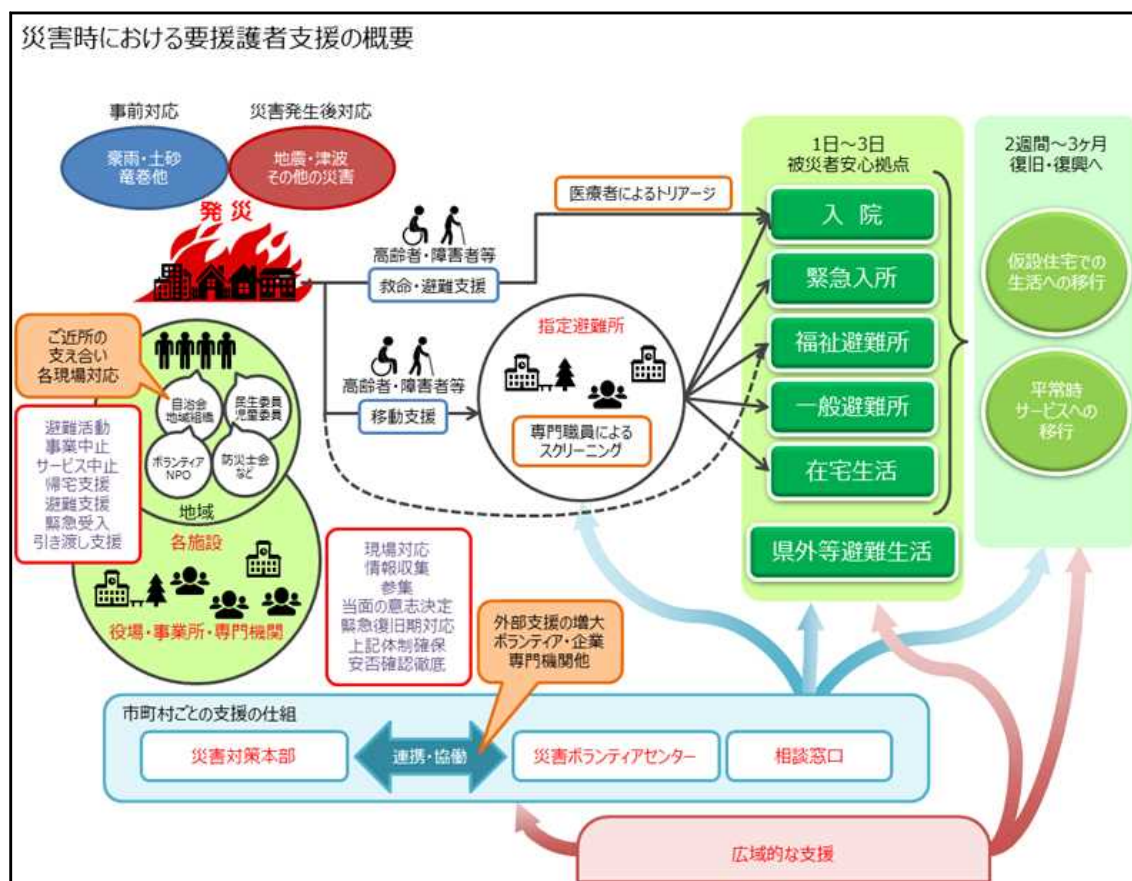
第1章

災害時における要配慮者支援の概要

地震・津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合には、市町村により指定避難所（以下「避難所」といいます。）が開設されます。

多くの避難者が避難所で生活することとなりますが、「災害時要配慮者」と呼ばれる、高齢者、障がい者、乳幼児等の特別な配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）については、避難所で生活を送ることが困難な場合があります。

下の図は、一般的な「災害時における要配慮者の安心拠点への流れ」を図式化したものになります。



【特定非営利活動法人さくらネットより】①入院
医療的な処置が必要な人については、医療機関に入院することになります。

②緊急入所

介護サービスを受けている又は障がい福祉サービスを受けている在宅の人で、社会福祉施設で専門的なケアが必要な方は、緊急的に施設へ入所することになります。

③福祉避難所

避難所を巡回する保健師等がスクリーニングを行い、避難所での生活が困難と判断された場合は、本人又は家族の意向を確認するなどして、市町村が社会福祉施設等との協定に基づき開設する福祉避難所に移ることになります。

④避難所（福祉避難室）

避難所を巡回する保健師等がスクリーニングを行い、一定の配慮が必要なものの、避難所内の福祉避難室での生活が可能な方は、本人又は家族の意向を確認するなどして、避難所内の福祉避難室に移ることになります。

福祉避難室とは

要介護高齢者、在宅療養者、障がい者、妊産婦、乳幼児、感染症患者など特別の配慮を要する避難者に対応するため、避難所内に設ける専用の居室です。

徳島県避難所運営マニュアル作成指針より

本指針は、②、③の「緊急入所」「福祉避難所」について記載しており、円滑な福祉避難所運営体制の構築につながることを目的としています。

なお、心身の状態等から、一般避難所への避難が困難な方については、事前に市町村や福祉避難所となる施設の関係者と調整を行った上で、福祉避難所へ直接避難する方法もあります。

【福祉避難所への直接避難と個別避難計画】

円滑に避難を行うため、直接避難が必要な要配慮者は事前に市町村及び避難先の施設と調整を行い、具体的な避難の手順等を「個別避難計画」に定め、当該計画を関係者間で共有した上で直接避難を実施します。

次のような状態の要配慮者については、直接避難を検討します。

- ・ 一般避難所へ避難が身体的又は精神的に負担の大きい方
- ・ 心身の状態から、普段利用している施設等、特定の施設での支援が必要な方
- ・ 一般避難所の立地状況などから一般避難所への避難ができない方 等

なお、避難を予定していた施設や施設職員が被災し、福祉避難所の開設ができない場合もあることから、直接避難ができない場合の避難方法についても、検討し、個別避難計画に定めておきます。

<参考> 福祉避難所の運営の準備について

福祉避難所の設置や運営に関する協定締結の遅延や、支援物資が届かない、施設負担費用の請求の一部を認めないなど、自治体との連携がうまくいかなかったという意見は避難所となった施設側から多く出された。支援者の受入れ自体も施設側が主体となっても行わざるを得なかった施設もあり、福祉避難所に対する対応がばらばらであったという意見も寄せられている。

受け入れ施設と自治体との情報共有について、ある避難所では2週間に1度は自治体と福祉避難所職員による連絡調整会議が開かれ、避難者リストを集約し、今後の対応についての打ち合わせを行ったというような事例もあるが、このように、随時会議等を開催できる体制を整え、必要に応じて各事業所から管理者・相談員・看護師・栄養士などを招集しサポートチームを編成できるよう準備しておくことが重要と感じたという意見が出ている。

福祉避難所となった施設から寄せられた熊本地震の反省点として、大規模地震における対応等について、避難の際の手続きや本人家族への説明方法やトリアージの考え方、事故発生時の責任の所在、開設期間、福祉避難所でのルール、運営費用、記録様式など、改めて自治体ときちんと取り決めを行う必要があるという声も聞かれた。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」
(内閣府 平成29年4月) より

第2章 福祉避難所等とは

1 避難所と福祉避難所の違い

(1) 避難所とは

- 市町村によって、あらかじめ指定されており、災害によって短期間に避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間避難生活を行う施設のことです。多くは、学校の体育館や公民館等の公共施設が指定されています。
- 大人数で生活するため、避難所の運営が上手くいかなければ、様々な問題が発生します。阪神・淡路大震災をはじめとする過去の災害では、避難所で生活していた高齢者や障がい者の中に疲労やストレスが原因で体調を崩し、災害関連死が発生しました。

【避難所の様子】



【平成28年熊本地震】



【平成30年7月豪雨】

(2) 福祉避難所とは

- 阪神・淡路大震災での取組を総括した「災害救助研究会」（平成7年厚生労働省）が、「大規模災害における応急救助のあり方」において「福祉避難所の指定」を初めて報告しました。
- 福祉避難所は、災害時に要配慮者を受け入れるために、市町村が指定した特別な配慮（例.バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等）がなされた二次的避難所です。
- 要配慮者の心身の状況やニーズを踏まえた避難生活の場の確保や避難生活の支援を行い、避難所において発生する、いわゆる災害関連死等の二次災害を防ぐことを最大の目的としています。

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の受入れ対象者

- 福祉避難所に受け入れる人は、心身等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度であって、避難所での生活において特別な配慮を要する人です。介助が必要な場合、介助を行う家族の同伴も可能です。
- 具体的には、身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者等）、知的障がい者、高齢者、乳幼児等が該当します。
- なお、福祉避難所は、医療処置や治療、高度な介護サービス等を行うものではなく、これらを必要とする要配慮者は入院加療や緊急入所（短期入所）により対応を図ります。

(2) 福祉避難所の対象となる者の把握

- 避難行動要支援者名簿等をもとに、要介護度や障害支援区分の状況等を考慮して福祉避難所に避難を要する対象者を抽出しておく必要があります。
- 対象者の抽出にあたっては、例えば、民生委員・児童委員やケアマネジャー、社会福祉協議会等の関係機関と情報共有・相談しながら、各市町村の避難行動要支援者名簿に掲載された者のうち、「緊急入所で対応すると考えられる者」、「避難行動に支援が必要であるものの、避難生活に支障はないと考えられる者」等を対象者から外すことが考えられます。
- 普段から地域で要配慮者を把握しておき、災害時にも対応できる体制を整えておくことが必要です。
- 「個別避難計画」の情報を利用することにより、要配慮者の把握が可能です。避難支援等の実施に必要な限度での個別避難計画情報の内部での利用は、法律により認められています。（災害対策基本法第49条の15第1項参照）
- 対象者の状況（要介護度・障がい種別等）・ニーズに応じた福祉避難所数を確保しておきます。（6ページ、「資料編」参照）

(3) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

- 福祉避難所となる施設の運営主体（民間・公共など）の違いなどを踏まえ、収容人数を勘案し、量的確保に努めます。
- 要配慮者の特性に応じた福祉避難所を事前に指定しておくことが重要です。
- 福祉避難所となる施設の特性に応じて「高齢者」「障がい者」「乳幼児・妊産婦」など、受入対象者を特定して指定することができます。
- 多様な状態の要配慮者に対応できるよう、小規模な施設やスペースであっても、要配慮者の滞在が想定される場合には、福祉避難所としての指定を進めます。
- 量的確保を図るとともに、質的確保（マニュアル作成や訓練の実施）を図り、災害関連死の軽減を図ることが重要です。
- 公的な宿泊施設又はホテル等は、寝具や個室がすでに確保されています。要配慮者が災害時に優先利用できるよう、事前に協定を締結しておくことも重要です。
- 避難所となる小学校などに福祉避難室を設けるなど、段階的・重層的に機能を確保します。

■徳島県では、旅館業関係2団体と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書」を締結しています。

■各市町村においては、区域内の宿泊施設の福祉避難所指定について検討しておきましょう。また、要配慮者の受入先として、スムーズな利用ができるよう、体制構築に努めておきましょう。

＜参考＞ 福祉避難所として利用可能な宿泊施設等の情報把握と利用促進

- ・地震発生後速やかに、福祉避難所や二次避難先としての利用が可能なホテル・旅館等の宿泊施設の利用の可否を把握する仕組みを構築すべきである。
- ・また、その仕組みが適切に運用されるためには、発災時の要配慮者への対応の必要性について、実際に設置された福祉避難所の事例などを用いた関係者への平常時からの周知が重要となる。
- ・避難者の体調維持を図る面でも、宿泊施設の利用は有効であり、短期利用に加え、避難所や地域コミュニティ単位での斡旋等の利用しやすい環境づくりを強化すべきである。

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」

（中央防災会議 防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
ワーキンググループ 平成28年12月）より

【ニーズ判断基準の例】

種類		対象者	想定される者
福祉避難室 (避難所の特別教室 や空き教室に開設)		家族の介護により避難生活 が可能な人	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 ・乳幼児連れの家族 ・集団での避難生活でパニックを起こす可能性がある人 ・体育館等での床からの寝起きが困難な人 ・認知症や身体障がいがある等の理由で、避難所生活が困難な人
宿泊施設 または福祉 避難所	宿泊施設	医療・介護サービスまで は必要ないが、避難所では 生活が困難な人	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 ・乳幼児連れの家族 ・集団での避難生活でパニックを起こす可能性がある人
	福祉避難所	家族の介護を中心に避難所 職員による補助的な介助に より避難生活が可能な人	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等による介護を中心に、 専門職員による介助を必要とするおおむね中程度の身体障がい者または高齢者等
入院 緊急入所		福祉避難所での避難生活が 困難で医療機関による治療 や専門的な器材と職員による 介助を必要とする人	

<参考>

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」
(内閣府 平成29年4月) より

・熊本地震を経験した職員が挙げた課題の一例としては、(中略)、障害種別や要介護度等の多種多様な対象者を、入所施設や通所施設、支援学校等の施設種別、規模等が異なる福祉避難所にどのようにマッチングさせて、避難収容するかの検討が必要であると感じたという。

福祉避難所についてまとめると、下記のとおりとなります。

【対象者】	○高齢者○障がい者 等
【根拠法令】	①災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） ②災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
【人員配置】	概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等にあたる職員（生活相談員等） ※原則、看護師・介護福祉士等の専門的な知識、資格を有する者
【面積基準】	1人あたり概ね2～4㎡（畳2畳程度）を確保
【経費の負担】	運営に要した経費は、災害救助法に基づき国庫負担により措置
【設備】	対象者の心身状況に応じた生活環境を提供 ○簡易ベッド（ダンボールベッド） ○ポータブルトイレ ○間仕切りセット ○投光器 など

【生活相談員等の配置】

福祉避難所の指定にあたっては、生活相談員や福祉関係職員等の専門的人材は、必ずしも「常駐」の必要はなく、要配慮者の状況に応じて、必要な支援者を確保します。

3 緊急入所施設について

緊急入所施設とは、避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、心身状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設です。

【対象者】	特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等の緊急入所または短期入所等による対応を必要とする身体状況の要配慮者等
【根拠法令】	①介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） ②障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）
【人員配置】	法律の基準に基づき配置
【面積基準】	法律の基準に基づき確保
【費用の負担】	通常の介護報酬請求または介護給付費請求
【設備】	対象者の身体状況に応じた生活環境を提供 ○簡易ベッド（ダンボールベッド） ○ポータブルトイレ ○間仕切りセット ○投光器など

※その他、人員配置基準及び面積基準について、災害時における国の通知による緩和措置等がある場合は、その基準に従うこととします。

○福祉避難所と同様に、市町村と社会福祉施設が事前に緊急入所に関する協定を締結しておくこと、受入れ、適切な支援がスムーズに行えます。

<参考>

「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」
(平成30年8月 内閣府) より

・福祉避難所について、自治体から「在宅介護サービス（特に排泄・入浴サービス）を受けている人は、福祉避難所で受け入れることは困難であり、また、特別養護老人ホームが被災すれば、福祉避難所で受け入れることはできないので、県内で受入可能な施設がなければ他県の特別養護老人ホームに移っていただくしかない。」という意見があった。

・ある程度の設備・環境が整った福祉避難所であったとしても避難生活が困難な要配慮者に対しては、被災者としての支援ではなく、通常の扱いでの緊急入所、あるいは緊急ショートステイなどの受け入れができるよう、市町村内・外の広域の関連施設等であらかじめ検討・準備しておくことが望ましいと考えている。

4 事前の周知・広報

- 福祉避難所として事前指定されている施設は、県のホームページに掲載しています。また、「徳島県総合地図提供システム」では、地図上で福祉避難所の位置を確認することができます。（総合地図提供システム <https://maps.pref.tokushima.lg.jp>）



【徳島県総合地図提供システム】

- 市町村においても、福祉避難所等に関する情報（役割や指定状況）を広く住民に周知することで、災害時における福祉避難所等としての機能を発揮できるようにするため、取り組むことが必要です。
- 市町村は、福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、公示します。また、受入対象者を要配慮者の一部に特定しない場合であっても、一般の避難者が避難する避難所ではないことを明示するため、「要配慮者とその家族のみ」が避難する施設であることを公示します。

[参考] 受入対象者を特定した公示の標記の例

<高齢者の場合>

名称	住所	受入対象者	その他
社会福祉法人〇〇園	〇〇市 △△1-1	高齢者	
● 高齢者福祉センター	〇〇市 △△1-2	市が特定した者	
—			
社会福祉法人〇●苑	〇〇市 △△1-3	高齢者 (要介護3程度)	

* 家族等も受入対象とする

<障がい者の場合>

名称	住所	受入対象者	その他
社会福祉法人△△園	〇〇市 △△1-4	障がい者	
▼▼ 障がい者センター	〇〇市 △△1-7	視覚障がい者、聴覚障がい者	
—			

* 家族等も受入対象とする

社会福祉法人▽▽園	〇〇市 △△1-6	知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者）	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を行った者
▼▼障がい者センター	〇〇市 △△1-7	身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者）	
□□特別支援学校	〇〇市 △△1-8	在校生、卒業生及び市が特定した者	
▲▼児童発達支援センター	〇〇市 △△1-9	障害児及び事前に市が特定した者	

* 家族等も受入対象とする

<乳幼児・妊産婦の場合>

名称	住所	受入対象者	その他
□□地区センター	〇〇市 △△2-1	妊産婦・乳幼児	
■ ■公民館	〇〇市 △△2-2	乳幼児	

* 家族等も受入対象とする

<要配慮者であって、受入対象者を特定しない場合>

名称	住所	受入対象者	その他
◎◎地区センター	〇〇市 △△2-3	要配慮者	

* 家族等も受入対象とする

<参考> 指定避難所・福祉避難所の周知と理解促進について

熊本地震では、一般の避難所と福祉避難所の利害が十分に周知されていなかったため、福祉避難所の利用の対象者としては想定されていなかった一般の避難者が、福祉避難所に直接避難する事例が多く見受けられた。

(中略)

福祉避難所の中には、普段も通所されている利用者が避難してこられていたため、事前に健康状態等の把握ができ、対応に苦慮しなかったところもあった、しかし、その福祉避難所でも、仮に地域の不特定の要配慮者が避難してきていた場合には、スムーズな対応は難しかったであろうといった意見であった。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

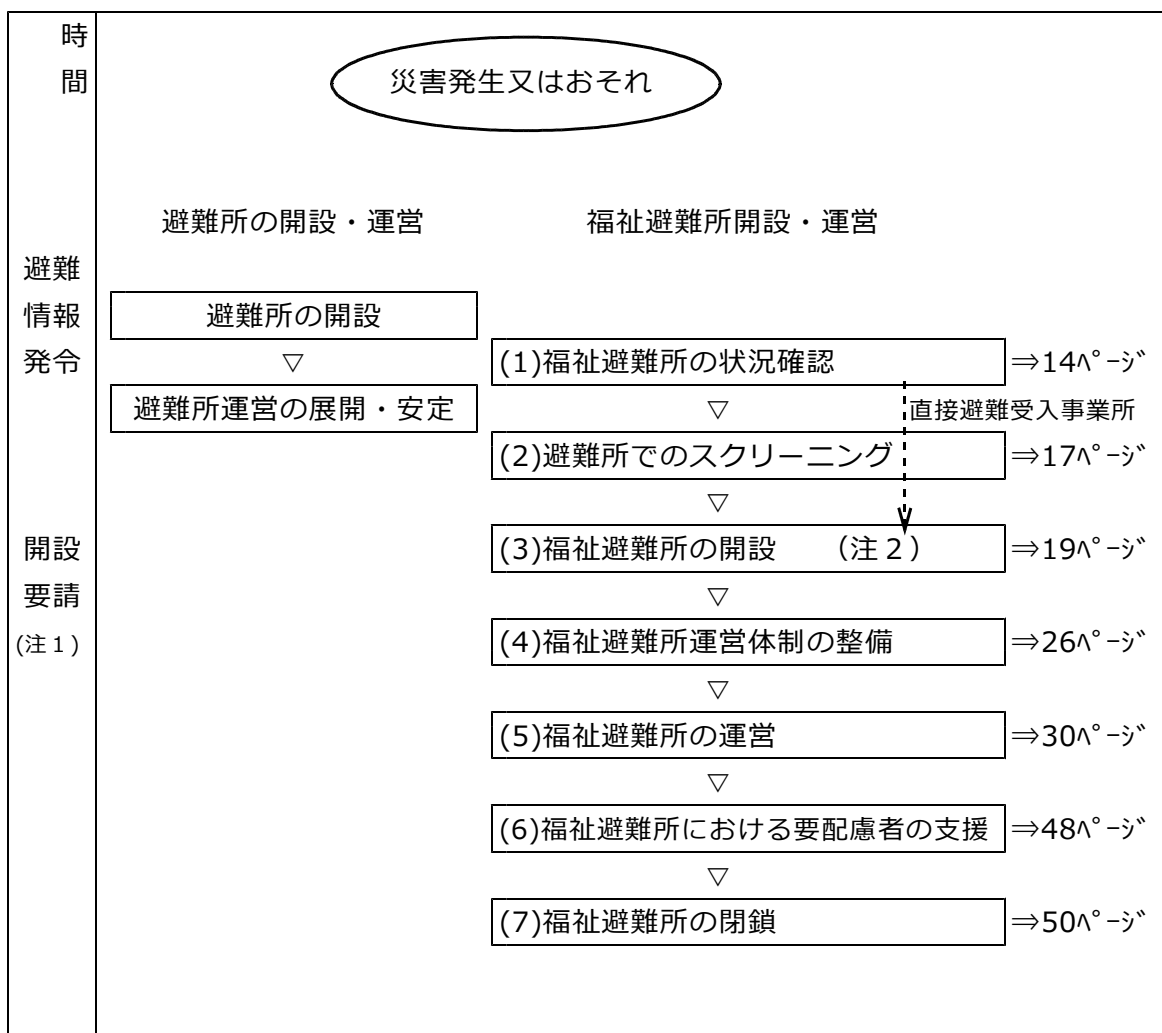
(内閣府 平成29年4月) より

第3章 災害時における福祉避難所等の開設・運営

1 福祉避難所等の開設から閉鎖まで

○原則として、福祉避難所は、災害発生後すぐに開設されるわけではありません。

○開設から閉鎖までの流れは、災害の規模等によって異なりますが、一例を挙げると下図のとおりとなります。



(注1) 直接避難を受け入れる施設については、避難情報発令等、避難が開始されるタイミングで開設(要請)します。

(注2) 直接避難を受け入れる施設については、上記(2)の避難所でのスクリーニングを受けていない方でも、個別避難計画に基づき受け入れます。

○本章では、福祉避難所運営の(1)～(7)について解説していきます。

(1) 福祉避難所の状況確認

市町村は、福祉避難所となる各施設の状況を集約し、ホームページでの公表やマスコミに依頼し、新聞、テレビ、ラジオ、SNS等、あらゆる情報手段による広報を通じて、日々、最新の情報を提供します。

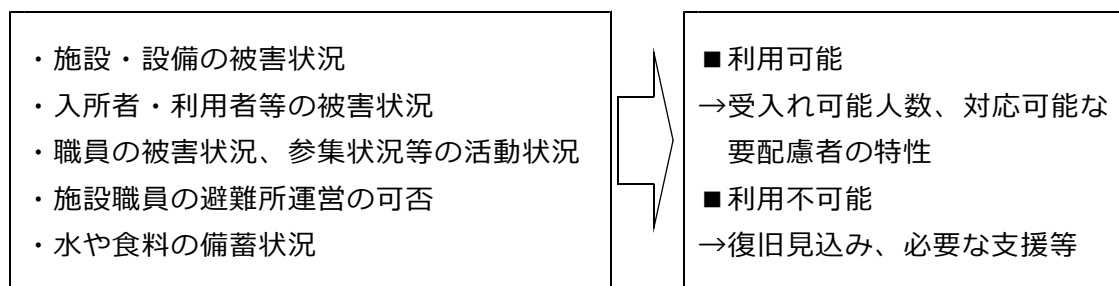
(ア) 市町村における確認事項

- 市町村は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の責任者等と連絡を取り、施設の状況確認し、受入れ可能であれば、福祉避難所の開設準備を依頼します。
- 直接避難を受け入れる福祉避難所については、迅速な開設が必要となるため、あらかじめ開設の条件やタイミングについて、施設と協議しておきます。
- 福祉避難所全体の運営をマネジメントするため、災害対策本部に「災害時要配慮者支援班」を設置するなど、福祉避難所担当との連絡・調整体制を図ります。

(イ) 施設における確認事項

- 施設の責任者は、施設が福祉避難所として利用可能か確認する。
- 入所施設の場合は、入所者・利用者等への対応を優先し、福祉避難所として開設が可能であれば、受入の準備を行います。
- 直接避難の受入施設については、事前に定めた開設の条件を確認し、開設可能であれば、直接避難者の受入を開始します。直接避難者への連絡方法等については、個別避難計画に定めておきます。

【確認事項】



- 災害発生時には、施設管理者は、直ちに施設の被災状況を災害時情報共有システムに入力します。システムが使用できない場合は、被災状況報告書（様式4-1）を市町村に提出します。

○市町村は、施設の被災状況や職員の参集状況・人員体制、収容スペース、給水を含む物資の状況等を踏まえたうえ、福祉避難所の開設の可否及び受入可能人数等について情報をとりまとめます。

○なお、近隣の住民等が避難され、要配慮者のためのスペースが確保できない施設には、福祉避難所としての開設要請は行いません。

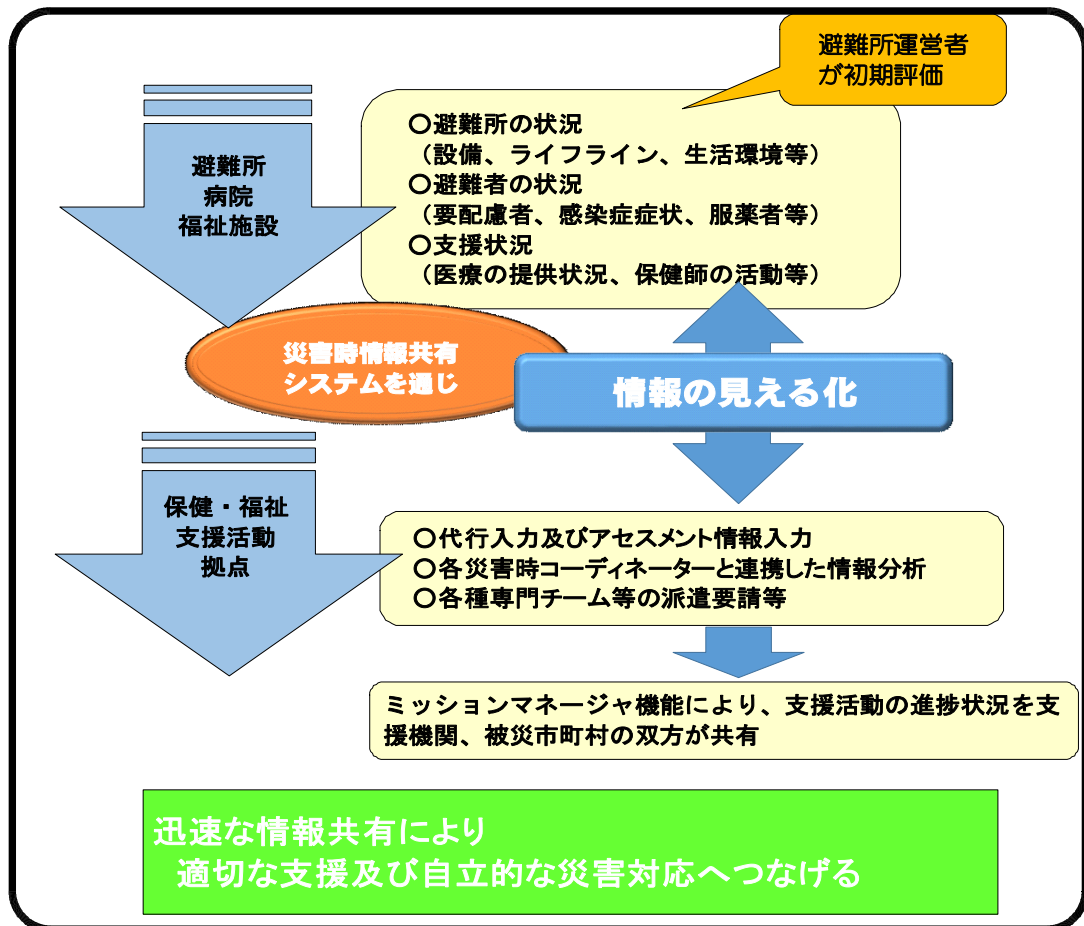
※一般の避難者が避難することにより、福祉避難所の開設ができなくなることを防ぐため、福祉避難所ごとに受入対象者を定め、平時から公示（周知）することが重要です。

「災害時情報共有システム」とは

県・市町村、ライフライン事業者等の間で、災害情報の共有を円滑に行うため、すだちくんID（後述）を使用し、各担当職員が有する携帯電話等を入力端末とした発生源入力システムとして構築。

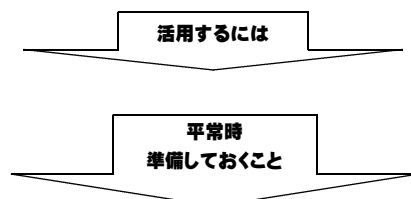
入力及び閲覧は、インターネット経由で、携帯電話やスマホ、タブレット又はパソコンから行うことができ、同一基盤上で情報を閲覧することにより、各組織間、組織内各階層における迅速な情報共有を実現するとともに、自立的な災害対応につなげるために活用する。

イメージ図



災害時には、迅速な情報共有が重要です！！

- ◆ インターネット環境があれば、パソコン、携帯電話やスマホから入力できます。
- ◆ 災害時情報共有システムを活用することにより、関係機関等における情報共有が可能となるので、紙ベースでの報告は不要です。



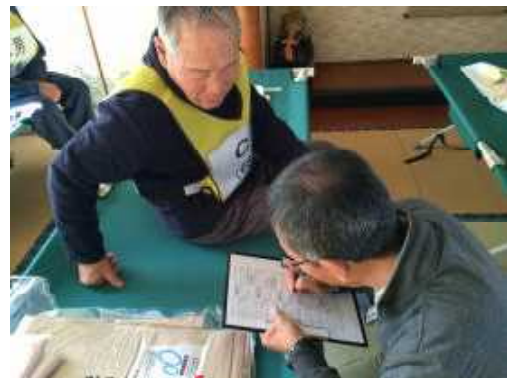
- ① 入力担当者を複数決めておく
- ② 代理入力の仕組みを用意しておく（どんなときに誰が）
- ③ 入力項目を共有し、入力訓練を実施する
- ④ 停電時の対応を検討しておく
- ⑤ システムが使用できない場合に備え、必要な報告様式を確認

(2) 避難所でのスクリーニング

市町村は、避難所での避難者からの相談や保健師等による指定避難所等の巡回などを通して、要配慮者の把握（スクリーニング）に努めます。また、スクリーニングにあたっては、次頁の表を参考に保健師等が実施するものとします。

- 高齢者や障がい者は生活環境の変化に不安を覚えやすいため、避難所から福祉避難所への避難にあたっては本人の意思や希望を確認します。その際、本人や家族、関係者へ適切に情報提供することで意思決定を支援します。
- 受入れ先の福祉避難所の選定においては、要配慮者が日頃から利用している施設がある場合は、その施設をマッチングするよう努めます。また、福祉避難所ごとに公示している受入対象者を参考に、高齢者は高齢者施設へ、障がい者は障がい者施設へなど、心身の状態に応じた施設へ避難できるよう調整します。
- 福祉避難所に入所するに至らない要配慮者は避難所の**福祉避難室**で受け入れ、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については**緊急入所**、医療を要する要配慮者は**入院**を行います。
- 保健師が行う健康等調査は、「健康相談個人票」（徳島県保健衛生活動マニュアル様式3-1）を使用し、その結果、福祉避難所への入所が必要と考えられる方には、福祉の専門職とともにアセスメントシート（様式5-2）を使用してスクリーニングを実施します。

【スクリーニング訓練の様子】



写真提供：徳島県社会福祉協議会

【スクリーニングの基準例】

	区分	判断基準	避難・搬送先例
		概要	
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療が必要 ・ 発熱、下痢、嘔吐 	医療機関
2	日常生活に常時、全面的に介助、見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事、排泄、移動が一人でできない 	緊急入所
3	日常生活に常時ではないが、一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事、排泄、移動の一部に介助が必要 	福祉避難所
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 産前・産後・授乳中 ・ 乳幼児とその親 	福祉避難室 または 宿泊施設
4	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行可能、健康、介助がいない 	避難所

(内閣府「福祉避難所の運営確保・ガイドライン」より作成)

※「スクリーニング」とは、選択、選定、ふるい分けなどを意味する言葉です。
 災害時に使用される場合は、多数の被災者を選別して仕分することを意味します。
 大規模災害時など、対象者が多くいる場合には、参考資料に掲載している「《簡易版》インテーク・アセスメントシート」の活用も検討しておきましょう。

(3) 福祉避難所の開設

(ア) 開設要請と受入要請

市町村は、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、施設の被害状況の報告等を確認したうえで、施設に対し、福祉避難所の開設と要配慮者の受入を要請します。

- 避難所において、要配慮者の生活環境が確保できないなど、福祉避難所の開設が必要と認められる場合、市町村は福祉避難所の開設を要請します。
- 直接避難の受入施設に対しては、事前に市町村と施設との間で開設条件等を定め、遅滞なく開設の要請を行います。なお、開設前に要配慮者が避難してきた場合で、安全のために緊急に開設する必要がある場合には、施設の判断で開設し、その後、市町村へ連絡します。
- 災害発生の恐れ段階における福祉避難所の開設については、市町村から施設へ開設を要請します。迅速な開設が必要となることから、開設から受入までの手順について、事前に施設と協議を行っておきます。
- 福祉避難所指定施設に避難している人が多くいる場合、原則、市町村職員が、対象者以外の避難者に対して、福祉避難所の主旨を説明します。移動が可能となった時点で、避難所等への移動を促し、スペース確保が出来た時点で福祉避難所の開設を要請します。
- 当該市町村のみでは対応できない場合は、県災害対策本部へ協力を要請します。
- 市町村は福祉避難所を開設した場合、職員をはじめ、要配慮者及びその家族、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係機関に開設済の福祉避難所名称と場所を周知します。
- 周知の方法は、ホームページや個別連絡等が考えられますが、事前に検討しておくことが必要です。
- 市町村は、施設の被害状況の確認結果を踏まえ、施設ごとの収容可能人数や受入体制等を勘案したうえで、受け入れ可能な施設とマッチングを行います。施設側の了解を得たうえで、開設要請（承認）書（様式5-1号）及び要配慮者受入要請書（様式5-3号）により、開設及び要配慮者の受入を要請します。

- 福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所名、避難者数等を県の災害対策本部に連絡します。
- 市町村内に受入れ可能な福祉避難所が無い場合には、県の介護福祉コーディネーターに圏域を超えたマッチングを要請します。
- 心身の状態などから他の市町村の福祉避難所へ避難することが望ましい要配慮者については、事前に市町村間（居住市町村と避難先市町村）及び避難先の施設等が協議を行い、個別避難計画に定めることにより、円滑に避難できるよう準備します。
- 個別避難計画に基づき直接、施設へ避難してきた場合は、施設側が個別避難計画を確認し受け入れます。福祉避難所開設前に避難してきた場合であっても、安全確保のためにまずは避難者を受入、その後開設の承認を受けることとなります。
- 直接避難の受入を行う施設が被災し、福祉避難所の開設が不可能であることが分かった時には、直ちにその情報を避難予定者に周知します。迅速に周知を行う事ができるよう、周知方法については、事前に個別避難計画に定めておきます。
- 市町村が承認した場合は、対象施設に対して、開設要請（承認）書（様式5-1号）及び要配慮者受入要請書（様式5-3号）により要請します。

<参考> 福祉避難所開設に関する経験

・まず30箇所以上にのぼる協定先の民間社会福祉施設の被災状況、受入れ可能人数を確認した。その後、避難所への保健師巡回、地域包括センター・ケアマネージャー、地域住民などからの情報を得て、福祉避難所へ入る必要のある方を抽出した。情報が入った方々について、まず介護認定を確認し、認定されていればショートステイ（緊急入所に相当）としたり、必要であれば医療機関へ入院していただくこととした。結果として、福祉避難所への入所対象者は4名のみだった。

その後、福祉避難所を3箇所開設したが、ご本人たちが「まだ指定避難所がいい」と言われたため、実際に福祉避難所に4名の方々を受け入れたのはその翌日であった。

・福祉避難所は発災2日目に開設した。一般の避難所での保健師等による巡回で避難者への聞き取りおよび相談対応を行い、必要な避難者を福祉避難所へ振り分けた。本災害では2日目の開設となったが、本来は当初から福祉避難所を開設すべきだったとの教訓に基づき、現在は各福祉団体と協定を結び、福祉避難所として指定している。

・事前に協定を結んでいた、民間の介護施設3箇所が福祉避難所として利用された。ただ、あらかじめ定めていた福祉避難所開設の手順は、一般の指定避難所開設→要配慮者のスクリーニング→必要に応じて協定先に連絡し、受入れ可能であれば対象者を輸送する、という流れであったが、今回は、在宅の施設利用者等が普段利用している介護施設に直接行ってしまい、施設からの事後報告で把握して後追いで福祉避難所を開設する形となった。協定先の施設には、福祉避難所であることを示すオレンジ色の看板が設置されているため、施設利用者は「災害時はここに来れば良い」と思っていたのかもしれない。食費に関して事後的に施設から相談を受けたことや、自宅に戻れる状態でありながらなかなか退所しない避難者がいたことを考えると、事前に定めていた手順で福祉避難所を開設した方がよかったとはおもうが、当時は手が回らないのが実情だった。

「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」
(平成30年8月 内閣府) より

(イ) 人員配置 (人的支援要請)

国のガイドライン等では、福祉避難所の運営にあたっては、概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等にあたる職員(以下「生活相談員等」という。)を配置することとなっており、市町村は、これを基準に人員配置するよう努めます。また、要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談員等は、できるだけ看護師または介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましいとされていますが、専任である必要はなく、施設の職員が兼務することも可能です。

- 生活相談員等は、福祉避難所入所者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務等を行います。
 - 生活相談員等は、医療処置や治療、介護サービスを行うものではありません。これらを必要とする要配慮者は、入院や緊急入所により対応します。
 - 生活相談員等は、施設で確保できることが望ましいですが、施設側が人員不足等により、生活相談員等を確保できない場合は、市町村が確保に努めます。市町村においても確保が難しい場合は、県の介護福祉コーディネーターに連絡します。
 - なお、生活相談員等は、要配慮者の心身の状況に応じた特別な配慮を理解し、要配慮者等の避難生活の支援や相談業務等を行うため、介護福祉士や看護師等の専門職の資格を有する者が望ましいとされています。
 - 生活相談員等は、夜間配置(24時間体制)が必要となることから、交代要員を含めた人員体制とします。ただし、福祉避難所に避難している要配慮者の心身の状態から、常駐(24時間体制)の配置が無くても必要な支援が可能な場合には、必ずしも常駐の必要は無く、要配慮者の状態に応じた配置を行います。
- ※災害救助法が適用され、市町村が福祉避難所を設置した場合、概ね10人に1人の生活相談員等の配置(生活相談員等を新たに雇用する場合も含む)、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、紙おむつ等の費用については、国庫負担を受けることができます。証拠となる書類(領収証等)については、きちんと保管しておきます。

【災害救助法による避難所の設置運営経費】 ※詳細は資料編を参照のこと

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日あたり 320円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための ・賃金、職員雇上費 ・消耗機材費 ・建物等の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式 トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費 などを追加できる

【災害救助法による炊き出しその他による食品の供与】 ※詳細は資料編を参照のこと

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人 1日あたり 1,140円 以内	1人平均かつ3食という意味
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

※一般基準：内閣総理大臣が定める基準

特別基準：一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準

(ウ) 要配慮者の移送

要配慮者の福祉避難所等への移送については、原則として当該要配慮者の家族または支援者により行います。ただし、家族または支援者による移送が困難な場合は、市町村が行います。なお、必要により、施設に対して移送の協力を要請します。

- 市町村は、対象者の家族、地域住民（ボランティア、自主防災組織）や受入先施設の協力を得て福祉避難所へ移送します。
- 施設は、要請を受けて移送を行った場合は、移送記録簿（様式6-2号）を作成します。なお、災害救助法が適用された場合、移送に要した実費については、市町村に請求することができます。（適用されない場合は、協定書の内容によります）また、福祉避難所等の統廃合（集約化）や解消の際における移送についても同様の取り扱いとします。

【移送訓練の様子】



写真提供：徳島県社会福祉協議会

支援ニーズの把握

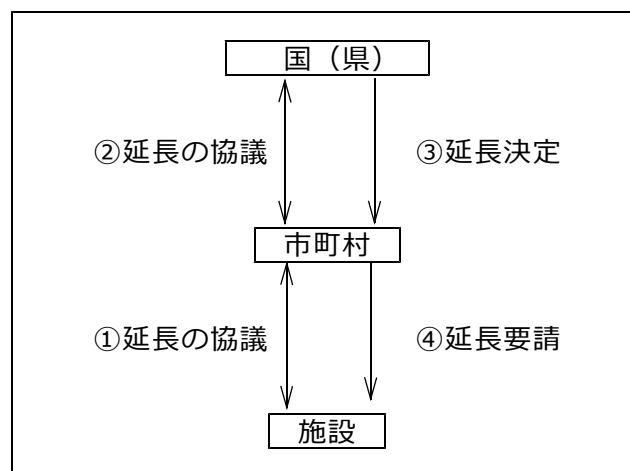
- 市町村は、食料・物資の確保、人材の確保や緊急入所・入院の要否を判断するため、避難者名簿等により、福祉避難所で聴き取った個々の支援ニーズを把握します。
- 要配慮者の状況やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、市町村は福祉避難所に継続的に確認します。

(工) 開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とされています。

ただし、災害の状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、開設期間の延長が必要な場合にあつては、市町村と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとします。

- 開設期間は原則として災害が発生した日から最大7日間となっておりますが、延長する場合があります。
- 開設期間は、原則として、開設要請（承諾）書（様式5-1号）により市町村が要請を行った期間とします。
- 開設の延長が必要な場合の延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合は7日以内が基準の期間となります。
- 開設期間が予測できるときや一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、国（県）と協議のうえ、7日を超える期間で開設または延長の期間を設定できることがあります。
- なお、開設の延長にあつては、事前に市町村と施設が協議を行ったうえで決定します。この場合における、文書による要請は後日となることもあります。なお、再延長についても同様に取り扱います。



(4) 福祉避難所運営体制の整備

(ア) 福祉避難所担当職員の配置等

市町村は、福祉避難所に福祉避難所担当職員を派遣します。その際に必ず交代要員を確保します。職員を派遣できない場合は、施設責任者等の協力を得て対応を図ります。

(社会福祉施設の場合、運営管理を協定に基づき依頼することになります)。

- 施設管理者等との連携のもと福祉避難所の運営にあたるため、市町村は福祉避難所担当を各福祉避難所に派遣します。
 - 人員が不足する場合は、複数箇所を兼務することを検討します。
 - また、運営にあたる職員とは別に、各福祉避難所を訪問するなどして、状況確認を行う職員も必要となります。
 - 大規模災害発生当初、直ちに派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得て対応を図ります。
 - なお、福祉避難所担当職員を確保できない場合には、福祉避難所を巡回訪問するなどして、状況確認に努めます。
 - 福祉避難所担当は交代制で運営できるよう配置し、事務引継書(様式19)により適切に引き継ぐとともに、市町村災害対策本部に報告します。
- 平時から努めておくこと。
- ・福祉避難所担当職員をあらかじめ定めておく(張り付け、巡回の別も含め)
 - ・福祉避難所の開設・運営について、具体的な手順を確認できるよう、要配慮者及びその家族、地域住民や関係機関等と研修会や勉強会を開催する。
 - ・福祉、医療関係者や社会福祉協議会、自主防災組織、NPO法人等と連携を図り、運営体制を確保する。

<参考> 益城町役場で避難所運営を行った担当者の声（抜粋）

できれば継続して同じ人間が被災者と向き合っていくべきであり、それは町の職員が一番良いと思っています。それは、避難所にずっと張り付け、ということではなくて、巡回などでも良いと思います。一日一回顔を出すなどして、避難所を統括している人としっかりと信頼関係が出来ている、ということが大切だと思います。そうすることで、相手も要望を言いやすいですし、こちらからも、閉鎖をいつするのか、それから、そこらはどうしたいか、などをヒアリングできると思います。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

（内閣府 平成29年4月）より

(イ) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

市町村は県と連携し、福祉避難所に指定された社会福祉施設と市町村災害対策本部との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所職員を配置するとともに、必要な資器材を確保します。

- 社会福祉施設が福祉避難所になった場合は、施設・設備・体制が整っているため、当該施設の体制を基本にすることとします。市町村は、福祉避難所担当職員の配置、避難者の介護等の業務を担う専門的人材の確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るため、平時から関係機関間（看護協会、介護福祉士会等）の連携強化を図ります。
- 専門的な人材（介護福祉士、看護師等の有資格者を含む人材）が不足する場合は、県の介護福祉コーディネーターに連絡します。
- 県の介護福祉コーディネーターは、県と社会福祉関係6団体（徳島県老人福祉施設協議会ほか）との間で締結された「災害時における相互応援に関する協定」に基づき人員調整を行います。
- 県には「徳島県災害派遣福祉チーム」があり、他の都道府県においても災害派遣福祉チームの設置が進んでいます。災害派遣福祉チームは5名程度の福祉専門職等で構成される支援チームであり、避難所等において、福祉支援を提供します。派遣を希望する場合には、県へ要請します。
- 福祉避難所が不足する場合、県外の災害派遣福祉チームに対して一般避難所への派遣要請を行い、一般避難所内に設置する福祉避難室等において、要配慮者の受入を行うことも考えます。
- 専門職員以外の職員を必要とすることが予想されるため、社会福祉協議会やNPO法人との連携・協働に努めるほか、災害ボランティアセンターに対し、人員を募集することを検討します。
- 福祉避難所において、要配慮者の要望を把握し、適切に対応できるよう人材の確保や福祉用具等の確保を図ります。
- 要配慮者に配慮した、ポータブルトイレ、簡易ベッド、手すり等の器材、紙おむつ、ストーマ用具等の消耗物資を確保します。
※平時から、市町村は、施設管理者等と協力し、必要となる物資の備蓄に努めます。
- 要配慮者に必要な物資の量や内容については、個別避難計画に記載される要配慮者情報の利用により、検討することができます。
- 福祉避難所では対応できない要望（例：手話通訳者等の応援派遣、食料、生活物資・備品の提供）については、市町村に要請します。

○市町村で対応できない資器材等については、速やかに県の介護福祉コーディネーターに要請します。

(5) 福祉避難所の運営

- 市町村から開設要請を受けた施設が、福祉避難所を開設・運営するにあたっては、責任者の下に、総務、施設管理などの役割を持つ担当を設置し、名簿作成や施設管理など運営に係る様々な業務を行います。

<福祉避難所の運営担当例>

福祉避難所運営責任者（総括）	
総務情報	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村災害時要配慮者支援班との連絡 ○福祉避難所運営記録の作成 ○避難者名簿の作成 ○被害情報、復旧情報の作成 ○避難者への情報提供 ○問い合わせ、取材への対応など
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所、要修繕箇所への対応 ○避難所のレイアウト作成 ○公共スペースの管理 ○防火、防犯
食料・物資	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、物資の調達、受入れ、管理及び配布
保健・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、介護に係る相談、対応 ○清掃、ゴミ等の衛生管理 ○避難生活長期化への対応

※福祉避難所の運営は、開設することが決まった際には、各施設で担当を決定し、柔軟に運用することが必要です。

また、福祉避難所運営にかかる費用面については、事前に市町村と施設で協議しておきましょう。

(ア) 総務情報担当の業務

総務情報担当は、市町村との連絡窓口、避難者名簿の作成のほか、情報の取りまとめなどを行います。

○避難者名簿の作成、管理

- ・名簿作成にあたり、施設管理者等は、福祉避難所として受入れを行った要配慮者等について、アセスメントを行います（様式5-2）。
- ・名簿には、緊急連絡先、障がい等の特記事項を記載します。
- ・市町村で管理するとともに県災害対策本部へ報告します。
- ・退所等により受入者に変更が生じた場合、その他必要に応じて随時名簿の更新を行うものとしします。
- ・なお、福祉避難所の入所者が退所する場合は、退所後に生活再建支援に必要な情報を連絡するため、可能な限り転出先を確認し記録します。

○電話での問い合わせ・呼び出し

- ・問い合わせがあった場合、避難者名簿と照合します。

○生活情報の提供

- ・避難者が必要な情報について、情報を収集し、掲示板等の手段を用いて提供します。
 - ※避難者が必要とする情報
 - 被害、安否確認、医療、救護情報、余震、天候情報、生活物資情報、ライフライン、交通機関の復旧情報、生活関連情報
 - 生活再建情報（応急仮設住宅、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付金など）

○情報の集約方法

- ・県や市町村の災害対策本部からの情報及び公開されている情報を収集するほか、テレビ、ラジオ、新聞等からも情報を収集します。

○情報の周知

- ・収集した情報は、掲示板や放送等の手段を用いて提供します。
- ・被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ・不要となった情報も記録・整理して保管しておきましょう。
 - ※いつの時点の情報か分かるよう、「日付」と「時間」を記入すること。

○情報伝達・連絡・依頼等の体制

- ・災害対策本部との情報伝達・連絡・依頼等は、様式を定め、FAXまたはメールで行うことを基本とします。
- ・やむを得ず電話による情報伝達を行う場合、必ず内容等の控えを残しておくこと。

○日々の状況は、原則として、福祉避難所日報（様式7号）により、市町村へ報告します。

○情報の管理、共有、分析、活用等を効率的に行うとともに、個人情報等を安全に取り扱うため、ICTの活用について検討します。

<参考> 福祉避難所の職員へ情報共有について

福祉避難所となった施設の運営者からは、自治体からの福祉避難所の運営や介助員の派遣依頼の方法や運営などへのアドバイスや避難者の生活支援に関する情報が少なかった結果、混乱時の情報共有が出来ず、心配な面が多々あったといった意見が出ている。また、障がい者に適切に情報が提供され、生活支援が行えるよう、既往歴やかかりつけの病院、身元引受人などの情報も、行政と施設管理者側で共有する仕組みが必要である、という意見も出ている。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」
(内閣府 平成29年4月) より

(イ) 施設管理担当の業務

施設管理担当は、避難者を受け入れるにあたり、避難所のレイアウト作成をします。また、施設の危険箇所、要修繕箇所を把握し、二次的被害への対応に務めるほか、共有スペースの管理を行います。

- 内閣府が作成したガイドラインによると、福祉避難所等は、要配慮者の特性を踏まえ適切に対応ができるよう、1人あたりの面積について、概ね2～4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保するよう努めるものとしています。
※家族等の介護者と要配慮者の二人では、最低6㎡は必要です。
ただし、家族等の介護者は原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解することから、家族等の取扱いについて事前に検討しておくことが必要です。
 - 併せて、日頃からできる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備に努めるものとします。
 - 空き室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、そちらを優先して使用することを検討します。
 - 個室が確保できない場合は、地域交流スペース等を利用し、適切な広さの確保とプライバシーに配慮できるよう努めるものとします。
 - 要配慮者の中には、人や環境に慣れにくい特性のある方もいることから、一時的に一人になれる場を確保できるように努めるものとします。
 - 性的少数者の方に対する必要な配慮として、相談窓口の設置、性別に関係なく使えるスペースの確保、男女共用のユニバーサルトイレ、風呂やシャワーの個別利用時間の設定、男女別の救援物資の個別配布等を行います。また、同性のパートナーについても家族として避難を受け入れるなど必要な配慮を行います。
- ※性的少数者とは何らかの意味で性のあり方が多数派と異なる人のことで、LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人）や、自分自身のセクシャリティを決められない（決めない）人、エックスジェンダー（男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）など、様々な方がいます。

【福祉避難所におけるレイアウトの例】



写真提供：徳島県社会福祉協議会

(ウ) 食料・物資担当の業務

福祉避難所の要配慮者の方への食事や物資の提供は、公平性を保ちつつ、可能な限り個々の要望、状態を考慮し対応するよう努めます。

<食料・物資の調達>

○食料・物資の調達

- ・食料・物資の提供を受けるため、避難者のニーズに対応した必要な食料・物資の項目・数量を市町村災害対策本部に報告します。
- ・食料の調達にあたっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーのある人など、特別の配慮を要する者のニーズについても配慮します。
- ・施設においては、管理栄養士等の協力を得て、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮します。
- ・物資の調達にあたっては、衣類など様々なものに対してアレルギーを持つ者がいることに配慮します。

<食料・物資の受入>

○食料・物資受入簿による管理

- ・食料・物資の品目別の個数を記入する「食料・物資受入簿【様式12】」を作成します。
- ・食料・物資を受け入れる際に、受入簿に日時や送付元、受入時担当者を記入します。

○受入人員の確保

- ・発災直後は、昼夜を問わず24時間対応することもあるため、当番制で対応します。災害ボランティアセンターなどにボランティアの派遣を要請することも有効です。

<食料の管理・配給>

○食料の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するための「食料管理簿【様式13】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・食料置き場は、食料の種類ごとに整理整頓します。

○食料の保管・管理

- ・消費期限に十分注意を払います。
- ・消費期限が過ぎた食品は配付せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

○食料の配給

- ・発災直後は、備蓄食料を有効に活用します。
- ・全員に配付することを心がけます。
- ・食物アレルギーの避難者が、食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料を示した包装や、食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにします。小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かこの有無については、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらが少量でも含まれている場合は、明示します。

<物資の管理・配給>

○物資の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、物資の種類と在庫を管理するための「物資管理簿【様式14】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・物資置き場は、物資の種類ごとに整理整頓します。

○物資の配付（衣類等性別に関わる物資）

- ・女性用下着や生理用品などの配付は、女性職員を配置する等の配慮をします。（性的少数者の方については、本人の意向を確認し、判断します。）
- ・着用する衣類（下着、上着等）や使用する物資（生理用品、ひげそり等）が、見かけの性別や法律上の性別と異なる方もいることから、男女別の物資を配布場所ではなく、個別に配布する等の配慮をします。

○物資の配給

- ・全員が同じように必要な物資は、原則として、平等に配付します。しかし、不足する場合には、高齢者や子どもなどを優先して配付するなどの配慮をします。

○不用物資への対応

- ・大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市町村に委ねます。市町村災害対策本部の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

○在宅避難者への物資の提供

- ・地域に避難所へ避難していない在宅避難者等（在宅避難者、車中泊の避難者、被災施設にとどまっている者等）がおり、支援物資の入手が困難な場合、福祉避難所を拠点として物資の提供を行うことも考えられます。市町村は地域の在宅避難者等の数や状況を把握し、在宅避難者等に必要な物資を含めた支援物資を福祉避難所へ配給し、在宅非難者等へ提供します。

【福祉避難所における入所者へ提供する物資の事例】

- | |
|--|
| ① 被服、寝具及び身の回り品
洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘、簡易ベッド等 |
| ② 日用品
石けん、シャンプー、歯みがき、ティッシュペーパー等 |
| ③ 衛生・救急用品
マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙オムツ、生理用品等 |
| ④ その他
茶碗、皿、箸等の食器等 |

※生活するうえで必要な物資が対象です。

- 市町村においては、平時から備蓄に努めておくことが必要ですが、どうしても確保が困難な場合は、県の介護福祉コーディネーターに物資調達の要請を行います。
- 食事等の提供に要した主食、副食及び燃料、物資等の調達に要した実費は、市町村へ請求することができます。
- 災害時には、国による物資のプッシュ型支援が行われます。市町村は国等からのプッシュ型支援により提供される物資が、福祉避難所へ円滑に分配できるよう事前に計画を立てておきます。
- 南海トラフ巨大地震では、長期に渡って輸送に深刻な影響が及ぶ恐れがあり、被害に遭わなかった地域でも物流のストップによる食糧・水・その他の生活用品の不足が懸念されます。このことを踏まえ、最低3日分、できれば1週間以上の備蓄をしておくことが必要です。
- 福祉避難所の開設にあたっては、食料や生活用品等の物資のほか、簡易ベッド等の物資が必要とされることから、県が（一社）日本福祉用具供給協会と「福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結し、物資確保を図ることとしています。

＜参考＞ 物資・食料の配布について

物資配布場所に行ったが、公民館長や地域の長ではないと物資を提供できないと言われた事例がある。また、福祉避難所となった施設の職員が、重度障害を持つ利用者等のために給水場所に行ったが、「施設分は配れない」と断られたという。

こうしたことから、支援物資として届いた水や物資は、指定避難所以外に避難した避難者に届ける仕組みや、病院や福祉施設等にきちんと分配できる仕組みを考えて欲しいという意見が出ている。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府 平成29年4月) より

【災害時要配慮者への食事について】

- 災害時要配慮者への対応は、個別性が高いので、次のポイントを参考に、市町村の管理栄養士をはじめとした専門職と連携し、継続した栄養・食生活支援ができるように調整するとともに、特別用途食品等の利用については、本人の意向を尊重する等、集団生活への配慮も必要です。

2 対象別栄養・食生活支援のポイント

対象者	支援のポイント
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な栄養素の確保 避難所での支援物資の中には、エネルギーが高い食品等栄養バランスの偏ったものを食事として提供されることがある。このような食事を続けることで、過剰な体重増加や必要な栄養素が不足することが想定される。 菓子類に偏った摂取を避け、おにぎりや果物、乳製品等を優先的に摂取するよう心がける。 <ul style="list-style-type: none"> * 妊婦のエネルギー付加量 ⇒ 初期：50kcal/日，中期：250kcal/日，後期：450kcal/日 * 授乳婦のエネルギー付加量 ⇒ 350kcal/日 <div style="text-align: right;">日本人の食事摂取基準（2015年版）より</div> ■ 環境の整備 被災による身体的なストレスに加え，不安やショック，避難所での慣れない生活による精神的なストレスを感じる場合もある。母子ともにストレスを取り除くため，授乳場所を確保する等の配慮をする。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ■ ミルク・食事の与え方 乳幼児は，消化器官等の発達が未熟で一度に多くの食事を摂ることができない。また，環境の変化等により食欲が低下することもあるので，授乳回数や食事とおやつ回数，食事内容も可能な範囲で被災前に近い状態にする。 ■ 脱水対策 乳幼児は大人が考える以上に発汗等により水分を必要とし，水分不足が脱水や便秘等の原因の1つになるので，水分はしっかり与えて脱水症状に留意する ■ ストレス対策 乳幼児は，生活環境の変化を敏感に受けて，ストレス等から食べなくなることや夜泣き等が現れることもある。親にとってもストレスとなることから，遊び場の確保や保育ボランティアの支援等を考慮することも重要である。 ■ おやつの食べ過ぎに注意 避難所等には支援物資として菓子類が多く届く場合があり，子ども達は食事よりもお菓子を好んで食べる傾向にあるので，食べる時間と回数に配慮した環境整備に努める。 ■ 備蓄の留意点 <ul style="list-style-type: none"> * 水の必要性 乳児の場合は，水分が不足すると脱水症状に陥り易くなり，ミルクや粉末の食品やフリーズドライの離乳食を調理するためには水は不可欠である。 1人1日当たり2～3リットルの水は用意しておく必要がある。 * 乳幼児の場合（母乳保育の場合も備蓄） 家庭には普段使用しているメーカーの商品を余分に用意しておくことが大切である。小缶かスティックタイプの物が便利であり，使用期限に留意して古くなる前に使い切り，新しい物と交換する。

また、ミルクと一緒に予備のほ乳瓶と乳首、ガーゼをセットしておく。

2019年3月から国内産の赤ちゃん用液体ミルクの販売が開始されたが、災害時でも乳児の栄養の基本は母乳であり、粉ミルクや液体ミルクは、母乳が出ない場合に代替食品として補うこと。詳細は、「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き（日本栄養士会災害支援チーム）」を参照。

なお、液体ミルクは手軽に利用できるが、賞味期限が粉ミルクと比べて短いので、留意する必要がある。（メーカー：江崎グリコ、明治）

*** 離乳食を開始している乳幼児の場合**

備蓄食品の他に、支給食品を再加熱して柔らかくして食べられる工夫が必要であり、小鍋や熱源も用意しておくことが重要である。

備蓄食品は、粉末果汁、粉末スープ、フリーズドライのベビーフード、レトルトの粥等を2～3日分くらい用意し、古くなる前に使い切り、新しい物と交換しておく。ディスポの皿やスプーン、ガーゼ等食事が供給できるものを一緒にセットしておく。

*** 食物アレルギーの乳幼児の場合**

震災後は、流通の事情が改善するまでは、食物アレルギー対応食品を入手するには時間がかかることが想定されるため、普段から必要な食料を余分に購入し、備えておく。避難所での対応が困難な場合、食物アレルギー対応食品の要請を行う。

高齢者

■ 脱水に注意

高齢者の場合は、体内水分量が少なく「脱水」になりやすい。一般に体内の水分が失われると、疲労感、頭痛、食欲不振等につながる。

特に、災害発生後の避難所生活では、トイレが遠かったために夜間頻尿、失禁を恐れるため意図的に摂取制限を行いやすい状況にある。また、風邪等による発熱、糖尿病等による多尿及び感覚機能低下による口渴感の低下等のため、脱水になりやすい。

水は、安静にしている時で1日に1.5リットル、活動している時は2.5リットル必要であり、心臓や腎臓等の病気で医師に水の摂取を注意されている場合を除き、食事以外にも水分補給を行う必要がある。そのため、日頃からペットボトル入りの水等を用意するとともに、トイレが遠い場合も考えて排泄がしやすいポータブルトイレ等の備えも必要である。

■ 低栄養に注意

高齢者の場合、食事の好みが淡泊になり、また、野菜の煮物や漬け物等が中心の場合はたんぱく質等の不足による低栄養が心配される。避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べ難いが、意識しないと摂りにくい乳製品を取り入れ、離乳食や嚥下困難者用の食事を活用する等して積極的に食事を摂ることが大切である。

■ 噛む機能が低下している場合の対応

食べやすい食事（おかゆ、刻み食）等を準備する。また、特定の栄養素が不足する場合には、保健機能食品やサプリメント等の補助食品の利用を考慮する。

市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体力が低下しているときに活用できる。

■ 飲み込む機能が低下している場合の対応

食べ物が飲み込みやすくなるよう、とろみを付け誤嚥をおこさないように配慮する。

<p>高血圧</p>	<p>■ 栄養管理のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> * 適正エネルギー摂取と体重管理 避難所では、流通・保管が可能な菓子類等の高エネルギー食品が多く届けられる。一方、避難所生活では、活動量が減り、これらの食品を過剰に摂取することは、体重増加の原因となり血圧を上げることにつながる。 菓子類や菓子パン、甘い飲み物等を控え体重管理に配慮する。 * 塩分の摂り過ぎに注意 避難所での食事は、インスタント食品や体を温めるために汁物等の提供が多いので、お汁を残す等の配慮をする。 <p>■ 服薬している場合の注意点</p> <p>高血圧や心臓疾患等でワーファリンを含む薬を服用している場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれるビタミンKが効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は控えるようにする。 また、カルシウム拮抗薬は、服用中に特定の食品（グレープフルーツジュース、ブント、夏ミカン等）を摂食した場合、薬剤の作用がより強く現れるために注意が必要である。</p>
<p>糖尿病</p>	<p>■ 栄養管理のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> * 血糖のコントロール 糖尿病は、平常時から血糖をコントロールすることが基本となるが、避難所生活では、食事時間や食事内容が変化するため糖尿病を悪化させる恐れがある。 食事時間を1日3食、規則正しく、適量食べるように調整するとともに、バランスの良い食事を心がける。 * 菓子・嗜好品について 菓子類や清涼飲料水、アルコール類は血糖の上昇につながるので控える。 <p>■ 健康管理のポイント</p> <p>治療内容（指示エネルギー、服薬状況、かかりつけ医等）が分かるように、持ち出し袋に健康状態を記載した記録票を入れておくことや、日頃から外出時には、「糖尿病連携手帳（日本糖尿病協会）」等を携帯するようしておく。 血糖降下剤等の薬物治療を行っている人の場合には、低血糖を予防するためにも、食事内容や時間に配慮する。</p>
<p>腎臓病</p>	<p>■ 栄養管理のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> * エネルギーの確保 災害時には、まずエネルギーの確保を優先する。エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要がある。油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物料理やエネルギー補給等が手軽にできる特別用途食品等を活用する。 * 塩分・水分等の制限 避難所で支給される弁当には、塩分や肉・魚等、たんぱく質の割合が多いものもあるので注意が必要である。 水分コントロールが必要な場合には、塩分の摂り過ぎにも注意する。

また暑い時期には、脱水を防ぐ必要があるので、水分の摂り方に配慮する必要がある。

*** カリウムの制限**

腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こす危険があるので、医師の指示がある人は、芋類、煮豆、生野菜、果物等カリウムを多く含む食品についての制限を守ることが大切である。

食物アレルギー

■ 指導のポイント

乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。災害初期には個別対応が困難なことが予測されるので、平常時からの家庭における備蓄（最低でも3日分、できれば1週間程度）が重要となる。また災害時には、避難所において、アレルギー対応食品の手配や栄養相談等、すみやかに対応する。

■ アレルゲン対応食品の手配

医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示された場合に用いる。

■ 加工食品に含まれるアレルギー表示の活用

- ・ 必ず表示される7品目（特定原材料）
⇒ 卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
- ・ 表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）
⇒ あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、カシューナッツ、ごま

() à | ß) (ë 5 Ø " a ± ¾ ´ ` Ô Ô -

1 個別問診による聞き取り

- ・ 1, \ ö ... i ... à - ´ ´ í
- ・ 2, ß) (ë 5 ` Ô à 9 ® f Ô) (
- ・ 3, ß à & ê ô 5 + ® £ ´ # ´ N \ ì ´ Š b \ œ
 - ・ Š b \$ m ´ í p ï ì ´ „ N 8 ± ` Ô Ÿ Ñ b ´ Ĩ " ´ ^ í ... b ´ ´ í Ÿ ,
- ・ 4, ± ù (ì ´ ´ (ì ´ J 9 õ • • ± ,
- ・ 5, £ ´ ¿ • ß à & ê ô 5 N \ É p ´ N \ Ÿ ,

2 避難場所の情報集約

3 物資の配給（アレルギー対応食品の受け渡し）の際の注意点

D

4 その他の注意点

■ 乳幼児等の子どもの保護者への支援

: Ä Á ´ s - Ø à Ø p Ô Ñ) / ´ ´ ì ¶ œ ° ö) ö µ x " Š ´ - ...
 Ç ¾ ´ õ ® ¶ Ž Ø È Ñ ` Ø ® Ñ

- ・ à ¿ ´ j - µ Š — ° Š à 9 Ø } Š ¥ , 0 Ê ù í 0 Ÿ ,

■ アナフィラキシー症状を起こした時の対処方法を決めておく

